令和元年 7月5日発行（毎月1回5日発行）通巻第647号

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise

Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents ［Index］

P.3 **活動予定／トピックス**
中央会の主な事業等活動予定（７月）

P.4 **チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～**
今求められる事業承継の基礎知識　～事業承継「はじめの第一歩」を踏み出そう！～
（千葉県解体工事業協同組合）

P.6 **全国先進組合事例**
大企業のサプライヤーで培った技術の融合で新分野に挑戦（協同組合ＳＰメディカルクラスター）

P.7 **組合Q＆A**
法定脱退した組合員の持分譲受加入の是非、持分の譲渡について 他／組合士検定にチャレンジ!!

P.8 **シリーズ「躍進企業」**
株式会社旅友（観光バスビジネスネット協同組合）

P.10 **景　況**
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（５月期）

P.12 **ご案内**
第71回中小企業団体全国大会（鹿児島大会）の開催について

P.13 **中央会だより**
第63回通常総会開催／中央会の新役員

P.14 **インフォメーション**
役員改選時における代表理事選定に際しての手順徹底について
多様な人材の採用等についてのお願い
新たな外国人材受入れ制度等について／「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力下さい（厚生労働省）他

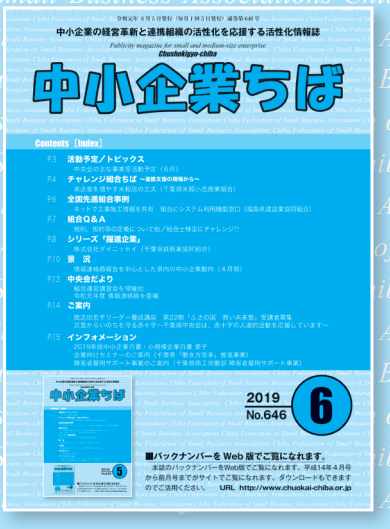

2019
No.647
7

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年４月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。　URL　http://www.chuokai-chiba.or.jp

中央会の主な事業等活動予定（７月）

令和元年６月26日現在

月日	曜日	内　容	担当部署
■ 中央会（主な諸会議）			
7/ 9	火	令和元年度　専門委員会 時間：午後３時～　場所：ホテルポートプラザちば	総務部 ☎043･306･3281
■ 中小企業連携組織対策事業			
7/12	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉学習塾協同組合	商業連携支援部 ☎043･306･3284
7/16 18	火 木	連携組織活性化研究会 対象：千葉県貿易協同組合	工業連携支援部 ☎043･306･2427
7/17	水	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県生コンクリート工業組合	工業連携支援部
7/18	木	連携組織活性化研究会 対象：臼井ショッピングセンター協同組合	商業連携支援部
7/23	火	連携組織活性化研究会 対象：千葉県菓子工業組合	工業連携支援部
7/25	木	連携組織活性化研究会 対象：千葉県室内装飾事業協同組合	工業連携支援部
■ 組合等基盤強化事業			
7/ 2	火	組合運営・企業経営研究会	経営支援部 ☎043･306･3282
7/23	火	第１回　創業・連携推進懇談会	設立支援部 ☎043･306･3285
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
7/17	水	ふさの国　商い未来塾（第１回）	商業連携支援部
7/24	水	ふさの国　商い未来塾（第２回）	
■ 団体等運営支援事業			
7/11 12	木 金	全国官公需適格組合協議会 令和元年度 通常総会 及び 神奈川県内視察	商業連携支援部

消費税軽減税率対策窓口相談等事業

『専門家派遣』お申込み受付中です！！

今のうちに、消費税の引上げに伴う対策を専門家に相談してみませんか？

～組合員の会社やお店にもこんな影響が…～

- ☑ 対象品目と対象外品目の違い
- ☑ 発行する請求書等の変化
- ☑ レジ導入やシステム改修の予算化
- ☑ 顧客へのサービス力向上 etc…

☞ プロの専門家が組合等に訪問し、無料でご相談に応じます。

◎お問合せは、本会業務推進部まで（TEL 043-306-3283）

事業の概要

補助事業名	平成30年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	千葉県解体工事業協同組合			
	▼組合データ			
	理事長	小松　隆弘	住　所	千葉市中央区本千葉町 10-20 DIK マンション 609 号室
	設　立	昭和 60 年		
	組合員	43人	業　種	解体工事業
テーマ	今求められる事業承継の基礎知識　～事業承継「はじめの第一歩」を踏み出そう！～			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会　工業連携支援部（TEL 043-306-2427）			
専門家	事業承継センター株式会社　取締役　石井　照之（中小企業診断士・事業承継士）			

背景と目的

事業承継は待ったなしの経営課題です。中小企業庁によると、今後10年の間に、70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人、うち約半数の127万人（日本企業全体の3分の1）が後継者未定です。その中には黒字の企業もあります。

日本企業の多くで経営者の高齢化が進んでおり、事業承継はすぐにでも取り掛からなくてはならない経営課題なのですが、日々の経営に忙しい中小企業の経営者にとって、「わかっていても後回しになりがち」なのです。

そこで、組合員の方に事業承継に関する基本的な知識を学んでいただき、最初の第一歩を踏み出していただくために、全3回で「事業承継研究会」を実施しました。

事業の活動内容

①目標の設定

事業承継を進めていただくために、「事業承継の本質を理解してもらうこと」と、「ご自身の事業承継をイメージしてもらうこと」の2点を目標に設定しました。

1点目の「事業承継の本質を理解していただく」ために、実際の事業承継支援事例を題材にしながら、譲る側の経営者の気持ちや、継ぐ側の後継者の不安などを解説しました。

2点目の「ご自身の事業承継をイメージしてもらう」ために、経営者の方には、後継者に伝えたいメッセージを考えていただきました。また、後継者の方には、継いだ後の会社の未来について考えていただきました。

②研究会の実施（全3回）

研究会は10月を1回目とし、12月まで毎月1回ずつ、計3回実施しました。

【1回目：10月17日実施】

事業承継の背景や現状を説明したうえで、事業承継の本質について解説しました。

事業承継の本質とは、事業承継時に人（経営者）と会社が切り離されることです。多くの中小企業では、経営者と会社は一心同体です。社長が株式を100％保有していたり、自身が保有している土地を事業のために提供していたりすることをイメージするとわかりやすいでしょう。今の経営者が永遠に会社を経営し続けるのであれば経営者と会社が一心同体でも構わないのですが、人には寿命があるためにそれは叶いません。いつの日か、後継者に会社の経営を渡す日が来るのですが、それは、自分自身の一部を渡すことに他ならないため、痛みが伴います。そのことで悩む経営者もいるので、痛みを感じることは普通であることを伝えて安心してもらいました。

一方、後継者は先代経営者の経営を引き継げるか、漠然とした不安を感じています。また、引き継ぐ日が決まっていないと（経営者から正式に伝えられていない）、それも不安を醸成する要因になっています。自律した立派な後継者もたくさんいますが、多くの後継者は「自分が継いでよいのだろうか？」と感じているものです。そこで、不安は後継者に共通することだと伝えて安心してもらいました。

また、会社の見えない力（ソフトな経営資源）の引継ぎ方についても解説しました。

【2回目：11月26日実施】

2回目は、事業承継時に避けて通ることができない、資産の承継

について話しました。退職金、株式の移転、事業用資産の扱い、経営承継円滑化法等を説明しました。

例えば、株式の渡し方には、「売買」、「贈与・相続」、「経営承継円滑化法の課税の特例制度を活用」という3通りがあり、特に、平成30年度に改正があって使いやすくなった、「経営承継円滑化法の課税の特例制度」を中心に勉強しました。課税の特例制度とは、一定の要件に合致する場合に、株式を渡す際にかかる贈与税や相続税の納税が猶予される制度です。私自身が実際に申請を行った経験から、何に気をつけるべきで、何が大変かといった実務面を解説しました。また、課税の特例制度を使うべき企業と使わなくてもよい企業の判断基準などもお伝えしました。

さらに、課税の特例制度だけを利用すればよいのではなく、遺留分に関する民法の特例も併せて申請しないと、相続時にトラブルが発生する可能性があることも伝えました。私自身が支援した中小企業で、遺留分の民法特例に関して、後継者のご兄弟からの合意が得られなかった失敗事例をお伝えし、経営者が元気で影響力があるうちに家族会議を開いて、会社の株式をどのように処理するかを話し合ってほしいと伝えました。

【3回目：12月14日実施】

3回目は、事業承継計画書の作成ワークを行いました。事業承継計画書とは、事業承継する日を決めて、それまでにやるべきことを記載していくものです。研究会では、事業承継計画書を完成させることを目標にするのではなく、少しでもよいから書いてみることを目標にしました。事業承継計画書を作成することが目的ではなく、事業承継を現場で進めることが目的だからです。

経営者には、後継者に何を伝えたいかを言葉にするワークを行いました。伝えたいことは、経営理念と同じだと考えていましたが、書いていただくと、理念とはまた違った思いがあふれてくることに気づきました。

また、事業承継を機に、経営革新が進むことをお伝えしました。若い後継者が自らの意思で新しいことに取り組み、成果につなげている事例を複数お伝えし、事業承継は会社を成長させるきっかけになり得ることを理解していただきました。そのうえで、後継者の方には、会社を引き継いだ後、何をやりたいかを言葉にしていただくワークを行いました。

（経営者に事業承継を考えてもらうための質問）

①代表の肩書を譲る予定日はいつですか？

②後継者はどなたですか？

③現在の自社株の評価額はおいくらですか？

④退職金の希望額はおいくらですか？

⑤取締役の退職金規程は作りましたか？

⑥会計責任者の後継者はいますか？

※わかる範囲で答えてもらえばよい

事業の成果

3回にわたる研究会を通して、事業承継の準備をすることの大切さを実感していただきました。また、実際に事業承継計画書を書き込んでもらうことで、事業承継が少しかもしれませんが、進んだことを実感しました。

時間は止まることなく進んでいきます。事業承継のタイミングが遅くなれば、後継者も歳を取ります。新しいことにチャレンジするチャンスも少なくなっていきます。ですから、事業承継の準備に取り掛かるのは早い方がよいのです。

今後の事業展開・展望

事業承継の相談に訪れる経営者がおっしゃることは、「事業承継の大切さはわかるが、何から始めたらよいかわからない」、「後継者がいない」ということです。そして、相談が終わった後におっしゃるのは、「もっと早く相談に来ればよかった」、「誰に相談すればよいかわからなかった」ということです。

連携組織活性化研究会の活動の中で事業承継について学んでいただくことで、多くの経営者が事業承継のことを考えるきっかけとなり、実際に事業承継が進んでいくことが期待できます。中小企業団体中央会や、商工会・商工会議所等の支援の窓口に相談に来るきっかけになることでしょう。今後、多くの組合で事業承継の勉強会が行われることを期待します。

（中小企業診断士　石井 照之）

テーマ　共同事業の新展開―新規事業の実施

大企業のサプライヤーで培った技術の融合で新分野に挑戦

協同組合SPメディカルクラスター

組合員の技術を融合するとともに「医療機器のものづくりには妥協を許さない」という思いを共有することで、医療機器先進国に負けないものづくりを実現

背景と目的

医療機器産業は多くの職人の手による多品種少量生産によって支えられてきた。しかし昨今、日本の医療機器モノづくりは職人の高齢化等で海外品に転換されようとしている。当組合はそのような医療機器の現状に不安を抱えていた。そこで、静岡県中部地区中心の特化した技術を持つ「ものづくり中小企業」が連携し、新分野である医療機器分野への参入に挑戦した。

事業・活動の内容と手法

メンバー企業は元々、宇宙・航空やロボット、自動車産業など大手企業のサプライチェーンとして、一つの技術に特化しその技術を磨き上げてきた下請け企業である。平成27年度、そのものづくり技術から新たな分野である医療機器等の部品加工業務の共同受注体として任意組織「SPメディカルクラスター」を立ち上げた。医療機器展示会の出展や積極的な営業展開などにより、診察用機器や手術機器である鉗子（カンシ）等の受注をメンバー企業との連携により実現した。この実績は、「医療機器ものづくりには妥協を許さない」とする現理事長の強い思いをメンバーが共有し、ものづくりに邁進した成果である。

また今後の需要増加を見越し、発注先の医療機器メーカーのニーズに対応すべく、より強固な共同運営体制を築くことを目的に、平成30年4月に法人化に踏み切った。現在の事業規模は年間5,000万円ほどである。協同組合の運営体制は、各社の社員を含めた形で月2回技術会議を開催し、各社の得意エリアの技術を融合させ、新たな技術製法を生み出し、またそれが受注に結び付く事で、メンバーの結束力は一層高まった。まさに「メイドイン・ジャパン」を守っていくため、ぶれない品質と熱い情熱で、医療機器ものづくりを軸とした、企業連携としての新たな挑戦の始まりである。

成果とその要因

任意組織から行っている共同受注斡旋事業は法人化を契機に営業・管理・試作・製造体制が整備されつつあり着実に取扱高が増加し、組合員の受注増加に貢献している。また様々な技術を持つ企業が集結することで取り扱い品目が増加し、顧客である医療機器メーカーからも評価されている。当組合は静岡県中部地区の医療機器としては初めての団体でもあり、東部・西部の医療機器団体の力を借りながら、オール静岡として地域の産業に貢献して行く。

SPメディカルクラスター

協同組合SPメディカルクラスター

住　所：〒424-0414
静岡県静岡市清水区土25番地
設　立：平成30年４月
出資金：400千円
電　話：054-395-2306
業　種：金属製品製造業・工業用プラスチック製品製造業
ＵＲＬ：http://www.ric-shizuoka.or.jp/spmedical
組合員：４人

組合Q＆A

法定脱退した組合員の持分譲受加入の是非

Q＝組合員Aは、○年12月2日組合員資格喪失により法定脱退したが、その未払持分を譲り受けることによりBの加入を、翌年の3月15日の理事会で承諾した。このような資格喪失者の未払持分で譲受加入ができるか。

［A］脱退した組合員の持分は、脱退と同時に持分の持つ身分権的なものが喪失しており、持分払戻請求権という債権が残っているだけである。

したがって、既に法定脱退した者の組合員としての権利義務を承継することとなる譲受加入ということはあり得ず、当該譲受人の加入は新規加入の手続によらなければならない。

持分の譲渡について

Q＝中協法第17条第1項によれば、組合員は、その持分の譲渡について組合の承諾を得なければならないこととなっているが、組合は、その承諾を総会で決定しなければならないか、あるいは理事会でよいか。

また、同条第2項においては、持分の譲受人が組合員でないときは加入の例によらなければならないこととなっているが、加入の例によるとは、どの範囲を意味するのか。

［A］持分譲渡の承諾は、業務の執行に属すると考えられるので、加入の承諾の場合と同様（事業協同組合定款参考例第9条第2項）理事会で決定すれば足りるものと解する。

「加入の例による」とは、加入の場合に準じて取り扱うということであるから、譲受人は組合員たる資格を有する者であって、かつ、その持分を譲り受けると同時に組合に加入する意思を有していなければならないことになる。また、組合の側においては、その譲渡の承諾に当たっては、正当な理由がなければこれを拒否し、又は承諾に際して不当に困難な条件を付してはならない。

脱退予告者の権利について

Q1＝自由脱退予告者は、持分が計算される期末までの期間は組合員であり、持分権があると解釈してよろしいか。

Q2＝1の組合員は、その持分を確定する決算総会（通常総会、通常5月に開催される）に出席して、組合員権を行使することはできないと解釈してよろしいか。

Q3＝脱退予告者が総代である場合、期末までの期間に総代の任期満了による改選があったときは、その組合員は総代の選挙権並びに被選挙権があるか否か。

［A1］組合員は、中協法第18条の規定により、脱退することができるが、この場合、予告を必要とし、かつ、脱退の効果は事業年度末でなければ発生しない。したがって、組合員は予告後も年度末に至るまでの間は依然として組合員たる地位を失うものではなく、それまでの間は、組合員としての一切の権利を有し、かつ義務を負うものである。

［A2］脱退の効果は、事業年度末において発生し、それ以後は、組合員たる地位を失うものであるから、組合員として事業年度終了後の総会に出席することはできない。

［A3］脱退届を提出している組合員が総代であっても、事業年度末に至るまでは組合員たる地位を失うものではないから、総代の選挙権及び被選挙権を有する。

中小企業組合質疑応答集
（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

○記述問題からの出題○

【問】

役員に課されている善良なる管理者の注意義務（善管注意義務）について述べよ。

《解答》

組合と役員との関係は、民法の委任契約の規定に従う。このため、役員就任の承諾は、組合との委任契約の成立を意味する。委任契約においては、受任者（役員）は、委任者（組合）のために善良な管理者の注意をもって委任された事務を処理する義務を負う。

テーマ　旅行や日常生活のお出かけ支援のための介護タクシー事業

観光バスビジネスネット協同組合　組合員企業

株式会社旅友

本会では、県内中小企業の経営革新の取り組みについて、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の策定支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な経営目標（数値目標）の設定を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の支援、特許関係料金の減免等のほか、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

計画申請のいきさつは？

当社は、平成23年5月設立の貸切バス事業・旅行事業を展開する会社です。千葉営業所、東京営業所、神奈川営業所の3拠点体制で、主に、地域の学校関係や高齢者等の団体を対象に、安全・快適・満足の旅行を提供しています。

この度、近年の市場変化や顧客の声を反映した経営革新を実現する上で、経営目標の設定とともに自社の付加価値の源泉を改めて整理したいと考え、経営革新計画の策定に挑戦しました。

テーマは？

1. テーマ
『旅行や日常生活のお出かけ支援のための介護タクシー事業』
2. 計画期間
▽平成29年7月～令和3年4月（4年計画）

新たな取り組みの特徴は？

▼課題①（事業環境の変化への対応）

当社のコア事業である貸切バス事業は、景気の低迷や時代の流れを背景に、かつての旺盛な団体需要（企業の社員旅行や老人クラブ等の親睦旅行）は影を潜め、少子化の影響や消費スタイル等の変化も相まって、学校遠足や修学旅行での利用も小規模化してきているのが現状です。

一方、貸切バスの事業者数は、平成10年に2,122だったものが、平成12年の道路運送法の改正（規制緩和）以降、平成26年で4,477となり、およそ倍増しています。

確かに、訪日外国人の急拡大で輸送人員の数は増えてはいるものの、従来の貸切バス需要を代替する新たな市場獲得の競争の激化は避けられず、過当競争に伴う無理なコストダウンを余儀なくされれば、安全面の軽視等の弊害をもたらしかねません。

▼課題②（新たな顧客ニーズへの対応）

我が国の人口構成が成熟化するに伴い、従来の貸切需要を支えていた年齢層（特に65歳以上の人口）は、この15年間で一千万人以上増えています。しかし、高齢者＝家族との同居はもはや当然のものではなく、むしろ生活をサポートしてくれる家族と暮らす割合は減少傾向にあるため、一人で病院や買い物に行くなどの移動に制約のある高齢者は増えているのが現状です。

一方、当社の貸切バス事業や旅行事業の利用者（老人クラブ等の高齢者）からの声で、家族や友人、グループ等の比較的少人数で「食事や趣味等のお出かけ」や「思い出作りの旅行」を

したいなど、現に満たされていない潜在的かつ多様なニーズがあることが分かっています。このことは何も高齢者だけではなく、体の不自由な方や障害者の方々にも同じことが言えます。

しかし、お出かけに対しては、年齢による体力の衰えや体の自由が利かないことから、介助や介護といったお出かけ支援が必要となるため、安全・快適・安心に過ごせるような満足のいく送迎サービスのないことが、高齢者の外出機会を無くし、行動の範囲や選択肢を狭めています。

●新たな取り組みの特徴

新たに、日常生活や旅行のお出かけ支援のための介護タクシー事業を展開します。スタートアップに際しては、平成29年5月11日付で介護タクシーの営業許可を取得しました。さらに、千葉営業所においてスロープやリフト等が備え付けられた福祉車両を導入しました。先ずは、既存顧客（老人クラブ等の高齢者）の潜在ニーズを顕在化させ、早期の収益化を図ります。

具体的には、日常生活や旅行といった個人レベルでの活動を〝ドア to ドア〟でサポートするものですが、特徴としては次の通りです。

①運転手のほか、当社で看護師資格を保有し、二種免許を有する従業員を乗務員とするなど、二名体制での運行を確保し、安心・安全な支援を可能とします。また、バス運転手にもヘルパー資格を取得させ、運転手兼乗務員としての活用を行います。通常、長距離運転の多いバス運転手ですが、1日の勤務を9時から5時を基本とする介護タクシー事業に従事させることで、当該運転手の肉体的、精神的な負担を軽減すると同時に、人員の効率的な配置に繋げます。

②これまでの旅行業のノウハウを活かし、買い物ツアーの企画や旅行プランを作成・提案を行うとともに、観光案内等のサービスを付加した半日や1日貸切の介護タクシーを運行します。

③事業実施時は、介護サービス事業者としての認定を受けていないため、旅行業等の顧客であった老人会や老人ホーム等の顧客を対象に会費無料の会員組織を作り、介護保険の認定のない方の病院等への送迎、介護保険の適用外である食事や趣味へのお出かけ支援など、〝ドア to ドア〟による運行を実施します。

これにより、地域の高齢者の囲い込みを図り、本体業務の旅行や貸切バスへの波及効果を高め、売上の増加を目指すものです。

今後の事業展開は？

今後は、ホームページやパンフレットを作成して新規事業を紹介していくとともに、貸切バス事業や旅行業で関わり合いのある老人会や近隣の病院、福祉施設等へも積極的にPRします。

特に、福祉施設等との連携を進め、営業所（富里市）エリアにおける高齢者の多様なお出かけニーズ（宿泊を伴う旅行ニーズを含む）に対応します。日常生活だけでなく、非日常の活動の足として気軽にご利用頂くことで、当社のファン（会員顧客）を増やしていきたい考えです。

将来的には、介護サービス事業者の認定を受け、介護保険の適用者や障害者にも対応できる体制を整備し、売上のさらなる拡大を図ります。また、千葉営業所で蓄積した介護タクシー事業のノウハウを、東京営業所や神奈川営業所にも水平展開し、新規顧客の開拓や営業活動の強化を進めていきたいと思っています。

社長さんの一言

当社では、利用者である高齢者の方はもちろん、ご家族でも安心していただける可視化に取り組んでいます。

「見える」とはGPS付デジタルタコグラフ、「確認」とはドライブレコーダーの装置を車両に取り付けIP無線により全国で会社との無線交信も可能になっており、運転中の電話の心配もありません。

貸切バスでも同様の装置設置が義務化されつつあります。高齢者運転が社会問題となっている今、弱者の手となり足となり、を目指して従業員一同頑張ってまいります。

中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します。☎043-306-3282

企業プロフィール

【団体名】観光バスビジネスネット協同組合
【企業名】株式会社旅友
【代表者】中村光枝
【所在地】富里市中沢1150-6
【電話番号】0476-33-4371
【従業員数】13名
【業種】一般貸切旅客自動車運送業
【URL】https://tabitomobus.com/
【承認年月日】平成29年6月30日
【支援機関】千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和元年5月期

情報連絡員50名　回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
（「好転（上昇、増加）」、「不変」、「減少（悪化、低下）」の３択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数）

前 月 比

➡製造業では、売上高において「増加した」業種は６から４に減少。「減少した」業種は５から１１に増加。
➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は６から９に増加。「減少した」業種は１１のまま変化なし。
➡業界の景況では、「好転した」業種は１のまま変化なし。「悪化した」業種は９から１６に増加。

前年同月比

➡製造業では、売上高において「増加した」業種は４から３に減少。「減少した」業種は８から９に増加。
➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は８のまま変化なし。「減少した」業種は１０から１２に増加。
➡業界の景況では、「好転した」業種は２から３に増加。「悪化した」業種は１１から１５に増加。

製造業

■漬物製造　【県内全域】
５月は全体的に売上が減少している。また、人材の確保が厳しいので、作業工程が順調に進んでいない。

■酒類製造　【県内全域】
日本酒の出荷量は前月比、前年同月比ともに増加となった。

■牛乳小売　【県内全域】
４月～５月の生乳価格引上げに伴い、各大手メーカーからの卸売価格が２円～８円の幅で単価が上昇している。それに伴い、販売店ごとに差はあるが、２円～５円程度の値上げをした販売店が多数ある。

■繊維製品製造　【県内全域】
受注先からの問い合わせは増えているものの受注見込みに変化は見られない。

■木材・木製品製造　【県内全域】
一部の木材が品薄となったため、単価も上昇している。

■製材　【木更津】
ロシア及びアメリカ・カナダからの材木船の入港がないので、在庫は若干減少した。

■印刷　【県内全域】
ペーパーレスの動きに伴い、売上は前月に比べ減少しているが、統一地方選挙の関連で前年同月比と比べ、売上は増加した。

■電気鍍金　【県内全域】
５月は大型連休のため稼働日数が少ないので、前月より売上が減少している。

■鉄工　【千葉】
ゴールデンウィークの大型連休により生産量が減少し、売上・収益共に悪化した組合員が多い。米中貿易摩擦の影響により受注量も全体的に減少している。

■機械部品製造　【野田】
５月のゴールデンウィーク明けは動きが良かったが、中旬より停滞した。また、設備投資が伸びていないせいか、素材、機械加工関連の業種で動きが悪い。

■機械部品製造　【流山】
業種によって売上が減少しているようであり、景況が上向いているようには感じられない。

■機械部品製造　【柏】
全体的に景気は停滞し、不透明感が増している。また、製品や設備ともにＩＯＴやＡＩ化により、加工の難易度が高くなっている。

■金属製品製造　【船橋】
建設機械業界は堅調に推移して

いる。

■採石　【県内全域】

5月の採石の出荷はなく、大変厳しい状況となっているが、6月からは多少、採石の需要が見込まれ、7月頃から始まる新海面処分場や国土交通省関連事業の南北線の事業に期待する。

■土砂採取　【県内全域】

東京オリンピック特需の効果は期待より少ないが、地域によっては組合員企業の土砂の出荷は堅調に推移し、販売価格の適正化も進んでいる模様である。

非製造業

□総合卸売　【千葉県・東京都】

自家用電気工作物（キュービクル）の老朽化が原因で、昨年11月に一部組合員にて停電が発生、キュービクルの代替えが必須の状況。ただし、代替え費用は高額で、その負担の在り方や今後の再整備との兼ね合いをどうするかを理事会等で検討している。

□食肉卸売　【千葉市他】

病気の影響により、豚の屠畜頭数の減少が今後懸念される。

□リサイクル卸　【県内全域】

古紙輸出の市況に下落に歯止めがかからず、国内の市況も値下げが続いている。

□青果卸売　【千葉市】

先月の後半から、青果物の単価安が続き、売上は減少した。しばらくこの状態が続きそうである。これから夏物商材に変わっていくので、売上増加を期待したい。

□自動車解体　【県内全域】

4月に続き5月初旬までスクラップ価格は下がったが、ずっと下げ止まっている。ただ、シュレッダーダストの処理問題は更に深刻になっており、景況は悪化している。

□卸売　【茂原】

地方において、消費の伸び悩みと人口減少が問題となっている。

□電気機器小売　【県内全域】

東京オリンピックが1年後に開催されるが、テレビの売上が伸びない。

□青果小売　【千葉市】

青果物の価格は横ばいであるが、全体では減収となった。大型店は売上を伸ばしたが、業務用納品業者は売上減となった。

□中古車・仕入販売　【県内全域】

中古自動車の流通台数は今後減少する見込みである。

□小売　【東金】

ファッション関連品は、初夏物の動きが若干鈍かった。日用品関連は買い物で単価が上がらない状況が続いている。食品関係も、客単価が上がらない。飲食関係は、客数が若干減少傾向。GW・10連休の消費行動は厳しい状況であった。また、組合員の資金繰りが厳しい状況が続いているとともに人手不足が続いている。

□小売　【野田】

ゴールデンウィークの10連休に集客目的のイベントを毎日開催したが、思うような売上増加には結び付かなかった。

□青果小売　【松戸】

小売店の景況は特に悪化している。また、地場物の野菜が増えたため、価格が安くなってきている。

□小売・サービス　【柏】

天候には大きく左右された。特に気温が高くなると急劇な気温差が出るため、来街者が激減する。特に当商店会を必要としている高齢者に顕著。その分売上に影響している。

□建設楊重　【県内全域】

全般的に、クレーンの稼働率は良いが、客先によって差が出ており、オペレーター不足に直面している。

□一般廃棄物処理　【千葉】

千葉市が廃棄物の処理及び清掃に関する法律の順守を徹底したことにより、各組合員は社内の体制を整えているが、人員の不足により、業務がうまく回っていない。そのために、新規顧客や一般家庭の多量ごみ収集の対応に影響が出てきた。

□建設　【県内全域】

組合員による5月の県内公共工事の落札結果は、205件、5,890百万円となった。2ヶ月累計では、289件、8,539百万円となった。前月比ではプラス121件、3,240百万円の増加となったが、前年同月比では件数ではプラス39件となったが、落札額では△829百万円の減少となった。

□貨物運送　【野田市】

大型連休があったため、トラックの稼働日数が少なく大きな売上減となった。

□輸出入　【県内全域】

5月の売上は前月比と前年同月比ともに増加した。

第71回中小企業団体全国大会（鹿児島大会）の開催について

先般、６月５日付の文書にてご案内のとおり、本年度の全国大会は、来る11月７日（木）、鹿児島県鹿児島市にて開催されます。

本大会は、全国の中小企業団体の代表者等が一堂に会し、自らの決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の整備拡充を訴え、組合組織を基盤とした中小企業の安定的発展と豊かな社会の実現を期すものであります。

つきましては、本大会を有意義なものにするため、是非多数ご参加下さいますよう、あらためましてご案内申し上げます。

なお、今回は江戸時代の街並みが残る「知覧武家屋敷」や特攻兵の出撃基地で知られる「知覧特攻平和会館」、桜島フェリーに乗船し迫力ある桜島風景の観光の他、焼酎酒蔵において試飲体験などを予定しておりますので（下記参照）、是非ご参加下さるようお願い申し上げます。

Ⅰ．大会の概要

（１）日　時　　令和元年１１月７日（木）１４時～１７時
（２）場　所　　鹿児島アリーナ　鹿児島県鹿児島市永吉１－３０－１　　TEL：099-285-2244
（３）日　程　　下記のとおり
（４）参加費　　１人あたり　Ａ：２泊３日（全行程）　：１２６，０００円
　　Ｂ：１泊２日（11/6～7 大会まで）　：８０，０００円
　　Ｃ：１泊２日（11/7 大会から 11/8 まで）　：６８，０００円
　　Ｄ：大会のみ：６，０００円（大会参加のみ）
　　※Ａ～Ｃは大会参加費、交通費、宿泊費、懇親会費、観光費用等を含みます。

Ⅱ．全国大会日程表

１日目　１１月６日（水）

（SKY303 予定）　（貸切バス　ガイド有）
羽田空港・・・・・・・・・・・・・**鹿児島空港**・・・・・・・・・・・・・**知覧武家屋敷**・・・・・・・
［11:45 発］　（機内にて弁当の昼食）　［13:50 頃着］［14:20 発］　［15：50～16：40］

（宿泊・夕食）
・・・・・・・**指宿海上ホテル**（鹿児島県指宿市十二町 3750　TEL：0993-22-2221）
［17：10 頃着］

２日目　１１月７日（木）

（貸切バス　ガイド有）
ホテル・・・・・・**特攻平和会館**・・・**奄美の里（昼食）**・・・・**全国大会（鹿児島アリーナ）**・・
［8：50 発］　［9：50～10：40］　［11：30～12：10］　［13：00 着］［14：00～17：00］

（タクシー）
・・**鹿児島サンロイヤルホテル**・・**リストランテ松本（夕食）**※1・・**鹿児島サンロイヤルホテル**
［17：20 着］［18：00 発］　［18：30～20：30］　鹿児島県鹿児島市与次郎 1-8-10
TEL：099-253-2020

※1　リストランテ松本での懇親会後は、自由解散となります。懇親会終了後ホテルへ帰られる方は、タクシーを手配しておりますので、ご利用ください。

３日目　１１月８日（金）

（貸切バス　ガイド有）　（桜島フェリー）
ホテル・・・・・**仙厳園**・・・・・・**鹿児島フェリーターミナル**・・・・・・**桜島港**・・・・・
［9：00 着］　［9：20～10：10］　［10：20 着］［10：45 発］　［11：05 着］［11：15 発］

（SKY306 予定）
バレルバレープラハ（昼食・試飲）・・・・・**鹿児島空港**・・・・・・・・・**羽田空港**
［12：35～13：40］　［13:50 着］［15:05 発］　［16:40 頃着］

Ⅲ．お申込み・お問合せ

本会商業連携支援部　：担当　菅井　☎：０４３－３０６－３２８４（商業連携支援部直通）
経営支援部　　：担当　冨永　☎：０４３－３０６－３２８２（経営支援部直通）
ファックス（共通）　：０４３－２２７－０５６６

千葉県中小企業団体中央会 第63回通常総会開催

本会は6月25日、ホテルポートプラザちばにおいて第63回通常総会を開催した。

開会にあたり平栄三会長は、多くの来賓及び会員組合に向け、総会への出席と本会の事業活動に対する支援、協力に謝意を述べた上で、厳しい環境下での令和元年度の活動に際して、「組合を中心とした組織的な事業展開が肝要であり、国や県等が実施する中小企業向けの施策を積極的に取り入れ、引き続き組合と組合員企業の持続的な発展に向けて、力を尽くして参りたい。」という趣旨の挨拶があった。

議事は、①平成30年度事業報告書及び決算報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）の承認について ②令和元年度事業計画（案）及び収支予算（案）並びに会費の賦課徴収方法の決定について ③常勤役員報酬の決定について ④借入金残高の最高限度決定について ⑤任期満了に伴う役員改選について がそれぞれ上程され、慎重審議の結果、いずれも原案通り承認・可決された。

▲第63回通常総会　あいさつをする平会長

なお、役員改選に伴う新役員は次のとおり選出された。

中央会の新役員

【会長】平栄三＝船橋青果卸売㈳

【副会長】中村秀朗＝㈳東金ショッピングセンター▽日暮秀一＝千葉印刷団地㈳▽飯塚真太郎＝野田工業団地㈳▽飯田俊夫＝千葉県資源リサイクル事業㈳連合会▽熊谷正喜＝千葉鉄工業団地㈳

【専務理事】今関光俊＝専従

【常務理事】川島貞夫＝専従

【常任理事】篠原敬治＝ふなばしインタックス㈳▽佐藤清＝松戸総合卸売センター㈳▽板谷直正＝船橋機械金属工業㈳▽藤井秀美＝柏市工業団地㈳▽堀内正一＝木更津総合卸商業団地㈳▽飯ヶ谷岐美夫＝船橋総合卸商業団地㈳▽嶋野貞雄＝千葉県電気工事工業組合▽蜂谷良一＝千葉県家畜商㈳▽小松隆弘＝山武管工事業㈳

【理事】吉岡實＝千葉県木材市場㈳▽石井良典＝千葉県建設業㈳連合会▽石田一太郎＝千葉総合卸商業団地㈳▽石戸新一郎＝千葉県商店街振興組合連合会▽秋葉吉秋＝茂原卸商業団地㈳▽土屋利夫＝千葉県商業協同組合協議会▽正司進＝松戸市青果物商業㈳▽田原安＝千葉船業㈳▽糠信雄司＝千葉県建設防水工事業㈳▽臼倉進＝千葉県管工事業㈳連合会▽山口道博＝千葉県自転車軽自動車商㈳▽伊東輝侑＝千葉県信用組合協会▽勅使河原中＝千葉県火災共済㈳▽越部圓＝千葉県貿易㈳▽松本洋一＝船橋市有価物回収㈳▽小名木敬一＝千葉県ビルメンテナンス㈳▽栗原宏＝㈳千葉県鐵骨工業会▽福井順子＝千葉県鍍金工業組合▽寺嶋憲夫＝柏駅前第一商業㈳▽棚倉英雄＝千葉県土砂事業㈳連合会▽角田正一＝千葉県輸送システム事業㈳▽森川文明＝千葉県板金工業組合▽飯塚真一＝千葉県海苔問屋㈳▽中嶋敏夫＝千葉県官公需適格組合受注促進協議会▽菊地憲悦＝流山工業団地㈳▽藤間健史＝千葉県室内装飾事業㈳▽安藤順夫＝千葉県石油㈳▽千﨑悟之＝千葉県中古自動車販売商工組合▽宮本和也＝千葉港港湾運送事業㈳▽窪田賢三＝千葉県味噌工業㈳▽土子恵一＝千葉県農業機械商業㈳▽山本一郎＝千葉県醤油工業㈳▽渡邉俊彦＝全千葉警備業㈳▽秋葉邦男＝千葉県自動車整備商工組合▽松延俊美＝千葉県異業種交流融合化協議会▽冨田一郎＝千葉県中小企業団体青年中央会▽米澤正明＝千葉県医薬品小売商業組合▽君塚幸申＝千葉県害虫防除㈳▽鈴木正＝㈳船橋トラックセンター▽伊勢田政員＝千葉県商店街連合会▽岩渕泰博＝千葉県電機商業組合▽篠原正人＝千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合▽渡邉昇＝千葉県鮮魚商㈳連合会▽秋山稔＝千葉青果卸売㈳

【監事】斎藤寿夫＝千葉県コンクリート製品㈳▽小寺真澄＝千葉県消防設備㈳▽鳥羽敏彦＝臼井ショッピングセンター㈳

【相談役】坂戸誠一＝千葉鉄工業団地㈳

役員改選時における代表理事選定に際しての手順徹底について

▼ 組合が慣例的に行っている（法務局より「不適切」と指摘されている）手順（例）

手順（概要）	問題点
第１号議案 　平成〇〇年度事業報告書及び決算関係書類承認の件 第２号議案 　令和〇〇年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件　　他	
↓	
第〇号議案 　理事及び監事選挙（選任）の件	
↓	
総会（総代会）を一時中断し、新たに選出した理事により理事会を開催し代表理事を選定	多くの組合では、定款にて役員の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会（総代会）の終結の時まで伸長していることから、新理事の任期は開始しておらず定款違反となる（有効な理事会の開催とならない）。
↓	
総会（総代会）を再開し代表理事（及びいわゆる役付理事）を紹介	
↓	
総会（総代会）終了	
↓	
総会議事録、理事会議事録、役員変更届書の作成・行政庁への提出及び代表理事変更の登記申請　等	代表理事変更の登記申請に際して、総会（総代会）の議事録及び理事会の議事録を添付するが、定款違反により開催された理事会による選出（予選）となるため受理されない可能性が高い。

≪ポイント≫

★代表理事選定のための理事会は原則として総会(総代会)終了後に行う必要がある(代表理事が重任する場合を含む)。

★理事の任期は総会（総代会）の「終結時」までであり、総会（総代会）終結前に、新たに選出した理事による理事会を開催して代表理事を選定することは「予選」に当たることから不適切な手順とされ、代表理事変更の登記申請が受理されない可能性が高い（新旧理事が全員同じ場合を除く）。

▼ 適切な手順（例）

手順（概要）
第１号議案　平成〇〇年度事業報告書及び決算関係書類承認の件 第２号議案　令和〇〇年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件　　他
↓
第〇号議案　理事及び監事選挙の件
↓
総会（総代会）終了
↓
[総会（総代会）終了後の理事会の開催方法については、主に以下の３つから選択する必要があります] ①総会（総代会）出席者にそのまま待機していただき、別室にて理事会を開催し代表理事（及びいわゆる役付理事）を選定、総会（総代会）出席者に紹介 ②総会（総代会）終了後に懇親会等を実施する場合は、その準備の間に別室にて理事会を開催し代表理事（及びいわゆる役付理事）を選定、懇親会等にて紹介 ③後日改めて開催（総会（総代会）当日に、代表理事（及びいわゆる役付理事）の紹介はできません）

≪ポイント≫

★ 理事全員の同意がない場合は理事会を開催することはできません（特に①及び②の場合に注意）。

多様な人材の採用等についてのお願い

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在の雇用情勢においては、企業の人材確保が難しい状況である一方、若年者、女性、中高年齢者、障害者などの求職者の希望と求人条件が合致しない雇用のミスマッチや、就職氷河期世代等の労働者の正社員化が困難な状況も見られています。

このため、県、労働局では各就労支援施設において相談や職業紹介等を行うほか、本年３月には県と県外１２大学とが就職支援協定を結ぶなど、県内企業の人材確保を支援しているところです。

また、本年４月働き方改革関連法が施行され、企業の皆様におかれては、時間外労働の上限規制への対応を始め、誰もが働きやすい職場環境整備に取り組まれていることと思います。

県、労働局としましても、働き方改革を社会全体で推進していくため、セミナーや専門家の派遣を始め様々な支援を行っております。

つきましては、皆様には、将来にわたる千葉県経済の発展のためにも、多様な人材の採用、魅力ある職場環境づくり、企業の業況を踏まえた賃金の引き上げに向けた取組等にお力添えをいただきたく、特に次の事項につきまして御理解を賜り、御協力をお願い申し上げます。

１．多様な人材の採用及び人材確保支援サービスの利活用について

既卒者を含む若年者の正社員としての採用や、就職氷河期世代等の非正規社員の正社員化を進めるとともに、女性、中高年齢者、障害者等多様な人材について、積極的に採用されますようお願いいたします。

その際、就労支援施設（ジョブカフェちば、ジョブサポートセンター、ハローワーク等）や各種事業を通じて、企業の人材確保を支援しておりますので、積極的に御活用ください。

２．働き方改革の推進及び魅力ある職場環境づくりについて

働き方改革に積極的に取り組むとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定など、多様な人材が活躍できる魅力ある職場環境づくりを推進されるようお願いいたします。

貴団体の益々の御発展と貴台の御健勝を御祈念申し上げます。

令和元年５月

千葉県中小企業団体中央会
　会長　　平　栄三　様

千葉県知事　　森　田　　健　作

千葉県教育長　　澤　川　　和　宏

千葉労働局長　　高　橋　　秀　誠

新たな外国人材受入れ制度等について

平成30年12月8日、第197回通常国会において、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に交付されました。

この改正法は、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設、出入国在留管理庁の設置等を内容とするもので、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度が本年4月1日より導入されました。

▼特定技能1号

「特定技能1号」で在留する外国人に対しては、相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められます。これは、相当期間の実務経験等を要する技能をいい、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のものをいうとされています。また、ある程度日常会話ができ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準が求められます。

▼特定技能2号

「特定技能2号」で在留する外国人に対しては、熟練した技能が求められます。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいうとされています。

▼受入れ分野

1 介護、2 ビルクリーニング、3 素形材産業、4 産業機械製造業、5 電気・電子情報関連産業、6 建設、7 造船・舶用工業、8 自動車整備、9 航空、10 宿泊、11 農業、12 漁業、13 飲食料品製造業、14 外食業

▼外国人雇用はルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮すべき事項があります。

以下の2点は、事業主の責務です。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

①雇入れ・離職時の届出（→ハローワークへ）、②適切な雇用管理（→「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適正に対処するための指針」をご参照下さい。）

▼組合定款の変更

新たな在留資格「特定技能」において、組合が組合員からの委託を受けて「登録支援機関」となる場合には、出入国在留管理庁（地方出入国在留管理局）に届出が必要となります。

組合が「登録支援機関」として特定外国人の支援を行う場合は、組合定款の変更（認可）を必要としますので、詳しくは本会設立支援部までお問合せ下さい。

「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力下さい（厚生労働省）

厚生労働省では、「令和元年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する会社組織の民営企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に選定した約3,500企業を対象とし、毎年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定状況について調査するものです。

調査の結果は、最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議や、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されているほか、社会的関心も高く、非常に重要な調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

労働保険料の申告・納付の期限が迫っています（7月10日まで）

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料に係る年度更新の手続きは、昨年申告した概算保険料を確定保険料として算出して精算し、併せて令和元年度の見込み保険料（概算保険料）を申告・納付するものです。

申告・納付は、最寄りの金融機関等を通じて、お早めに手続きされるようご留意下さい。

◎労働保険、年度更新に関してのご不明な点は、千葉労働局総務部労働保険徴収課（043-221-4317）までお問合せ下さい。